名　　称　新豊田駅東口駅前広場（新とよパーク）
所 在 地　豊田市若宮町８丁目７番
面　　積　約1,200㎡
使用時間　終日（占用利用は7：00から23：00 / 音の出る行為は21：40まで）
供用開始　2019年4月1日（リニューアル・オープン）

新豊田駅東口駅前広場では、広場のあるべき姿や活用方法等について、担い手候補や活用アイデアを持った方々とともに議論し検討を重ね、２度の試行実験を経て空間と運営方法のデザインを行ってきました。

今まではあまり活用されていなかったこの広場に、目的性の高いコンテンツが加わることで、人々が集い多様な活動が繰り広げられる広場となることを目指しています。担い手候補や活用アイデアを持った方々や地元の方々と共に歩み、行政と担い手が連携することで、多様な活動の受け皿となる自由度の高い広場を実現することができました。今後は、この広場ならではの「ミライのフツー」を育てていきます。

背景：新とよパークを理解するための４つの取り組み

【豊田市都心環境計画】
ー「つかう」と「つくる」で都心地区を再生する

豊田市では、都心地区において多様な活動や豊かなシーンが複数の公共空間で生まれ、人のいる風景が連続する、そんなまちなかを目指すため2016年３月に「都心環境計画」を策定し、公共空間の活用「つかう」と再整備「つくる」を両輪に都心地区の整備の取組を進めています。新とよパークもこの都心地区内に位置しており、都心環境計画をもとに2015年からはじまった「あそべるとよたプロジェクト」において、「つかう」取組から活用の検討がスタートしました。

出典：豊田市都心環境計画

【あそべるとよたプロジェクト】
ー広場を開き、潜在的な利用ニーズを発掘する

「あそべるとよたプロジェクト」は、豊田市駅周辺にある開けた空間“まちなか広場”を、“人”の活動やくつろぎの場として開放し、さらにはとよたの魅力を伝え、とよたに愛着を持てる場所として使いこなしていく取組で、2015年からはじまりました。

これまでは、それぞれの空間の管理者が各々に管理運営を行っていた都心地区の公共的空間を一体的に活用するべく、統一の利用申し込み窓口を設け、複数の広場における利用状況を把握できるカレンダーの作成や利用料金の統一、申込み手続きの簡略化を行いました。

あそべるとよたプロジェクトでの活用時の様子

【豊田市都心地区空間デザイン基本計画】
ー活用の担い手と二人三脚で育てる広場に

「あそべるとよたプロジェクト」での取組の結果を踏まえ、都心地区の９つの広場を類型化し、それぞれ適した形での活用方針を定めました。その内容を「都心地区空間デザイン基本計画」としてとりまとめ、2017年に公表しました。その中で、新とよパークは「担い手発掘・育成型」として分類され、ストリート・スポーツ等の目的性の高い利用を誘導する広場として位置づけました。そして、その担い手候補となるプレイヤーの方々と、設計や運営、利用ルールについての検討を２年に渡っておこない、広場のリニューアルに反映しました。

出典：豊田市都心地区空間デザイン基本計画

【ハーフメイド＋２段階整備】
ー段階的整備によって、使いながら広場を育てていく

新とよパークでは、最初からすべての要素を造り込むのではなく、まずは基本となるインフラや舗装、植栽等の最低限の設備を整備しています。その後、実際に利用する中で使い勝手を確かめ、運営方法や利用ルールと共に、ハードについても必要に応じて再度手を加えながら成長していく広場としています。これを「ハーフメイド」と呼んでいます。

■ハーフメイドの考え方の解説
「これからは、街を誰かにつくってもらうのではなく、自分たちがつくることで、まちのことをもっと好きに、もっと身近に、もっと自分のこととして感じられるはずです。こうしたプロセスを経ることでシビックプライドが生まれ、まちの魅力づくりの根幹となっていきます。行政の得意なことと、市民の得意なことをうまく分担しながら、豊かな暮らしの風景をこの広場にもつくっていくことが重要です。」

アドバイザー：大阪府立大学准教授 武田重昭氏

実際に広場を使うプレイヤーと共に考える。
ハードの空間とソフトの利用ルールを同時に考える。
身の丈にあったハーフメイドのプロセス

2015　潜在的ニーズを見える化する

リニューアル前の広場は、利用者もほとんどなく暗い印象の場所であり、街の人からの認知度も低い場所でした。あそべるとよたプロジェクトによって顕在化された利用ニーズは「ストリート・スポーツ」でした。目的性の高いテーマ・コミュニティによる活用の可能性を見出すことができました。

2016　プレイヤーと利用方法を検討する

2016年度からは、活用の具体的イメージをもったプレイヤーに集まっていただき、月１回のペースでワークショップを行いながら改修案や利用方法について検討を行いました。

2017　実証実験の成果を基に設計する

2017年度には、ワークショップで検討した内容を実際に現地で試してみようということで、２回の実証実験を行いました。

この実証実験では、舗装の種類や必要な設備を確認すると共に、多様なコンテンツが限られた空間の中でどのように共存できるかといったことを考えながら現場で検証しました。

実証実験の後は、その成果を踏まえて空間の設計を行いました。実際に現場で実証した状況を踏まえて必要な面積や設備を適切に空間にちりばめていく形でリニューアルの設計案を進めました。

2018　利用ルールや運営方法を検討する

2018年度は、設計案を基に工事を行いました。工事期間中もプレイヤーの方々とのワークショップは継続し、出来上がった空間を使いこなすための運営の仕方や利用ルール、行政との役割分担についての検討を重ねました。

2019　実際に使いながら広場を育てる

このような経緯を経て、2019年春に広場はリニューアル・オープン（第１期整備）しました。「新とよパーク」という愛称も決まり、新しい広場に生まれ変わりました。ハーフメイドの理念の下、広場の使われ方を参考に、第２期整備を実施する予定です。

2022　本格運用開始

リニューアル・オープンから試行運用を開始し、2022年10月に第2期整備を実施。日常的にスケートボードの利用が多かったことから、コンクリートエリアを拡張しました。翻年8月には条例が施行され、本格運用開始となりました。

リニューアル前：実証実験の様子

リニューアル後の様子

使い方から導き出した３つのエリア。
活用の強い味方となるインフラ設備を各エリアに配置する。

実証実験と対話に基づく空間設計

広場の空間構成として、設計では大きく４つの機能（空間・設備）が配置されています。これらは試行実験の結果をふまえて設計されています。

ペグが打ち込める土の部分や芝生のエリア、子どもの遊具設置ができ、見た目にも緑を感じられる樹木、といった既存の用を残しています。

スケートボードなどが使用できるように舗装をコンクリートにしています。また、ストリートサッカー等でボールを使用しても車道に飛び出さないよう、地盤面をさげて安全に配慮しています。

木製遊具の設置やイベント時のテントの設置等といった使われ方を想定し、柔らかな芝生と固いコンクリートの間をとった土エリアとしています。

舗装が異なる大きな３つのゾーンをつなぐ位置に、電源や照明を備えたインフラＢＯＸ兼ベンチを設置します。日常時にはベンチとして腰掛けて休憩できます。

広場内の３か所には、新たに散水栓が設置されました。築山エリアの木々への水撒き、コンクリートエリアの清掃、広場で遊ぶ子どもたちの手洗い等に利用できます。

上水と同じく、広場内の３か所にイベント用電源が設置されました。各電源版には100V用、200V用それぞれのコンセントが設けられており、占用承認の申請により電気を利用することができます。

利用者組織と行政との適切な役割分担。規則ではなく小さな自治による運営を目指す。

自由と責任の下で目指す持続可能な運営

新とよパークでは、ワークショップ参加者を中心とした利用者組織「パートナーズ」と市が、適切な役割分担に基づいて運営しています。そのため、自由と責任の下にルールも一般的な公園・広場等より柔軟にし、様々な実験的取り組みを通じて、よりよい運営方法を模索していきます。

この広場は通勤・通学やまちなかを行き交う人が立ち寄りやすい都心の真ん中にありながら、今まで多くの人はデッキの上を通り過ぎていくだけで広場に降りることはなく、実際にはあまり使われることのない広場となっていました。そんな広場でも「ハーフメイド」の理念の下に目的性の高い利用ができれば、多くの人に喜んでもらえる場になるのではないかという想いから検討がスタートしました。例えば、道路や公園では禁止されているストリート・スポーツを自由に練習できたら、火を使うことで街の真ん中でも自然を感じることができたら。日々の生活でマイノリティになってしまっているそんな何気ない想いのために、「自由と責任」の下に使う人が広場を自由に作っていける仕組みを私達は考えてきました。

この広場は実験場です。使う人や地域の方の理解、協力、秩序の中で他ではできないことにチャレンジし、多様な人の「これやりたい！」が実現できる「ミライのフツー」を作り出していきましょう。

新とよパーク・パートナーズ一同

この広場だからできることがあります。自由に楽しもう！

ボール遊びできます	ストリート・スポーツできます	火の使用できます	音楽演奏できます	イベントできます	出店・販売できます
自由使用	自由使用	自由使用	自由使用	占用使用	占用使用
コンクリートエリア	コンクリートエリア	築山・土エリア	全エリア	全エリア	全エリア

大人数やイベント時、設置物を置く場合は占用承認申請が必要です

占用承認申請が必要です。
また内容によって各種許認可が必要です。

ルールを守ろう！ 広場の自由な利用を維持するために！

- ☑ **自由と責任** 広場を使う人、1人1人が自己責任で判断し、周囲の理解・協力を得られるからこそ自由があります。
- ☑ **利用は譲り合い** 自由使用では譲り合い、多様な人や活動が共存できる広場の環境を守っていきましょう。
- ☑ **どんどん発信を** 広場は、多様な人や活動があることで豊かになります。ぜひ皆さんのお気に入りを発信してください。
- ☑ **ごみは持ち帰る** 広場にはごみ箱がありません。出したごみは各自で家まで持ち帰り、処分してください。
- ☑ **タバコは吸わない** この広場は豊田市の路上喫煙禁止区域に指定されています。タバコは喫煙所で！
- ☑ **音は控えめに** 音の出る行為は7時から21時40分までできます。昼間も周りの迷惑にならない音量でご利用ください。

広場ではできないこと

【壊すこと・汚すこと】
建設・物品等の破損又は汚損する行為
【植物等を採取すること】
樹木の伐採 又は植物の採取する行為
【土地の形質を変更すること】
土地の盛土・切土 より、土地の形状を変更する行為
【動物を捕まえること】
動物を捕獲しまたは殺傷する行為
【危険を生じる行為をすること】
火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
【他人の迷惑になること】
騒音又は大声を発する、騒りをふるう、その他、他人の迷惑になる行為
【ゴミを捨てること】
ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は要棄を発生させる行為
【直火を起こすこと】
地面で直接火を使用する行為
【許可なく物を置くこと】
許可なく 施設、物品等を設置し、又は放置する行為
【許可なく物を売ること】
許可なく物品その他の物を販売する、あしくは販売させる、又は金品の寄附募集等の行為
【許可なく展示会等を行うこと】
許可なく、展示会、興行、集会会、その他これらに類する行為
【許可なく宣伝をすること】
許可なく広告物又はこれに類する物を表示、配布し、又は放送する行為
【市長に禁止されたこと】
以上の各項目に掲げるもののほか、市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為